２月１日入居　『市営住宅入居募集案内』

入居指定日　**令和９年２月１日（月）**

受付期間　**令和８年１２月１日（火）～１１日（金）**（土日祝日を除く）
午前８時３０分 ～ 午後５時（最終日は午後４時まで）

入居者選抜会　**令和８年１２月２５日（金）** 午前１０時（時間厳守）
会場：市役所本庁舎５階　第１会議室
＊申込者は、必ず出席していただきます。上記時刻までに入場しないときは、辞退とみなします。

選抜者書類提出　**令和９年１月１５日（金） 午後４時（提出期限）**

入居説明会　**令和９年１月２７日（水）** 午前１０時から１時間程度
会場：市役所本庁舎５階　第１会議室
＊入居者と連帯保証人は、必ず出席していただきます。鍵は、説明会後入居手続きが完了したときにお渡しします。

【応　募　資　格】

1　**同居する親族がいること。**
（ただし、申込時点で60歳以上の者等は単身でも応募できる場合があります。）

2　**世帯の収入が政令で定める基準内であること。**
（原則、別紙「家賃の計算について」の１の認定月額⑤が１５万８千円以下であれば申込可能です。）

3　**入居代表者及び同居者が暴力団員でないこと。**

4　**市区町村税を完納していること。**

5　**居住用資産を通勤可能圏内（北上市から半径５０㎞以内）に所有していないこと。**

6　**連帯保証人がいること。**　※連帯保証人に係る債務負担の極度額（保証する限度額）は１５０万円です。
○連帯保証人の要件 … 次の３つの要件をすべて満たしていること。
①市区町村税を完納していること。
②年間の収入において２４０万円以上　又は　居住用資産を所有していること。
③３親等以内の親族である者　又は　緊急時等に即応可能な地域に居住している者であること。
＊これらの要件に満たない場合は、保証能力について別途審査を行います。

※その他にも条件がありますので、詳細は市営住宅管理センターへお問合せ願います。

【申　込　方　法】

「市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、次の書類を添付して市営住宅管理センターへ直接提出（郵送不可）してください。

＜添付書類＞　※申込書に個人番号を記入することで一部省略できます。裏面を参照してください。

(1)　**『住民票謄本』**（続柄・世帯主の氏名及び本籍・筆頭者が記載しているものを入居希望者世帯全員分）
（住民登録している市区町村で発行しています。請求者の本人確認書類が必要です。）

(2)　**令和８年度（令和７年分）『課税所得証明書』**又は**『非課税証明書』**
（扶養人数、控除内訳記載のものを入居希望者全員分）
（令和８年１月１日現在で住民登録している市区町村で発行しています。請求者の本人確認書類が必要です。）

(3)　住宅困窮事情（申込事由）により、賃貸借契約書、住宅の間取り、他の世帯住民票、離職票・雇用保険受給資格者証等を別途求める場合があります。

個人番号の利用について

入居申込書に個人番号を記入することで、北上市が発行する**「住民票」**、**「課税所得証明書」 及び 「非課税証明書」の添付が省略可能です。**その他の書類 又は 北上市長以外の機関が発行する書類は省略できません。また、**連帯保証人に関する書類も省略できません。**

入居申込書に個人番号を記入した場合は、提出者の身分確認（免許証等）と、対象者の番号確認書類（マイナンバーカード 又は 通知カード）が必要です。

【入居者選抜後の手続き】

入居者として選抜された者は、提出期限までに次の書類を提出（郵送不可）していただきます。

期限内に書類等の提出がない場合や、申込書に記載した内容と現況が相違しており入居資格がないと判断された場合は、入居選抜取消となります。この場合、入居補欠者を入居者とします。なお、入居補欠者と選抜されても、入居選抜者が入居したとき 又は 月内に入居者となる旨の通知がない場合は、入居補欠者としての権利が消滅します。

＜提出書類＞

1　**入居選抜者の書類**

(1) **市区町村税を滞納していないことがわかる証明書**（入居希望者全員分）

・北上市にお住まいの方は「市税滞納なし証明書」を提出してください。※請求者の本人確認書類が必要です。

・北上市外にお住まいの方は、現在お住まいの市区町村において市区町村税を滞納していないことがわかる証明書を取得し提出してください。

(2) その他、現況確認に必要な書類

2　**連帯保証人の書類**

(1) **『連帯保証承諾書』**（こちらからお渡しします。）

(2) **『住民票』**（続柄・世帯主の氏名及び本籍・筆頭者が記載しているもの。請求者の本人確認書類が必要です。）

(3) **『印鑑証明書』**

(4) **令和８年度（令和７年分）『課税所得証明書』**

（令和８年１月１日現在住民登録している市区町村で発行しています。請求者の本人確認書類が必要です。）

※　年間収入が２４０万円未満の場合、固定資産課税台帳登録証明書等（居住用資産（居宅）を所有していることが確認できるもの）が別途必要です。

(5) **市区町村税を滞納していないことがわかる証明書**

【入居に関しての注意事項】

1　入居前に敷金を納付すること。（敷金は家賃の３か月分です。）

2　入居指定日から１４日以内に住民異動届を済ませ入居すること。

3　当月分の家賃は支払期限（毎月末日）までに必ず支払うこと。

4　ペット（犬、猫等）の飼育は事情を問わず認めません。

5　住宅団地の円滑な運営に協力すること。

6　退去時には入居者負担で入居時と同程度の補修が必要です。

（入居の期間にかかわらず、襖・障子の張り替え、畳の裏返し又は表替え、敷地の草取りをすること。）

7　市営住宅の駐車場は、長さ4.90m、幅1.80m、高さ2.00m未満の車両のみ利用可能です。

8　入居者は毎年、収入申告書により所得の報告をする義務があり、それに基づき家賃月額を決定します。

9　公営住宅法、北上市営住宅条例、その他関係法令等の規定に従うこと。

申込み・問合せ先

市営住宅管理センター（北上市営住宅 指定管理者）

電話　０１９７－６１－５２８０　　FAX　０１９７－６１－５２８８

〒024-0092　北上市新穀町１丁目２番４号　ザ・ウイングス 101 号室